

# 市養だより

平成18年5月23日



広島市立広島養護学校長 嶽野 壽正

## 一学期の主な行事

一学期もすでに2ヶ月が過ぎようとしています。児童生徒は、緊張感の中にも新しい学年に慣れ学校生活を有意義に過ごしています。

さて、一学期は泊を伴う行事が目白押しです。高等部3年生・中学部3年生の修学旅行、高等部2年生・中学部2年生の野外活動、また、小学部4年生・中学部1年生の校内宿泊と大きな行事があります。これらの行事は、教育課程では特別活動に位置づけられています。その主な目的は、望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図るとともに、集団の一員としての自覚を深め、協力してよりよい生活を築こうとする自主的・実践的な態度を育てることです。また、平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについて学ぶことなどです。

本校もそれぞれの学年で綿密な学習計画のもと、児童生徒一人ひとりの目標を大切にし各行事を実施しております。実施にあたっては、準備物など保護者の皆様よりご理解ご協力をいただき大変感謝しております。どの行事も、まずは児童生徒が安全に健康で実施できることに万全を尽くしていきたいと思っております。

今月の28日(日)には家族参観日を計画しております。是非、ご家族みなさんで学校においでいただき子どもたちの様子や学校の様子をご覧いただければと思います。

## 特別支援学校で学教法等一部改正

学校教育法等一部改正案は平成19年4月1日から施行されます。第6章の章名「特殊教育」は、「特別支援教育」と改正されます。特別支援教育の目的(第71条)では、現行の「幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、あわせてその欠陥を補うために、必要な知識技能を授けることを目的とする」という箇所が「・・・を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする」と改められました。また、第71条の3の条文を新設し「特別支援学校においては、第71条の目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第75条第1項に規定する児童、生徒又は幼児の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする」と規定され、小・中・高校などに対する支援を努力義務として定められています。更に、特殊学級について定めている現行の第75条の「特殊学級を置くことができる」という箇所は「特別支援学級を置くことができる」と改められました。

## 家庭訪問のお礼

家庭訪問ではご多用のところご協力ありがとうございました。おかげをもちまして所期の目的を達成することができました。家庭訪問についての報告書から保護者の皆様の願い思いなどを伺い知ることができ、多くの成果を感じています。今後の教育活動にいかしていきたいと思っております。

## 市教委来校学校視察

5月8日(月)と5月10日(水)の2日間にわたり教育委員会の部長さんや関係課長さん方による学校視察がありました。授業の様子や給食時間の様子などを約2時間あまりご覧いただきました。

現在の校舍施設が老朽化し、また、手狭になっていることなどをご理解下さったようです。本校の現在抱えている課題や今後の建て替えに向けていろいろと話すことができました。

歌声や 校舍をわたる 初夏の風 (吉)